

○職員手当の状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

・期末手当・勤勉手当 ※国の制度と同じ

1人あたり平均支給額 (平成 28 年度): 151 万 3 千円
平成 28 年度支給割合
・期末手当: 2.60 月分 (1.45 月分)
・勤勉手当: 1.70 月分 (0.80 月分)
※ ( ) 内は再任用職員の支給割合です。
※職制上の段階・職務の級等による加算措置あり。

・退職手当 ※国の制度と加算措置が一部異なる

1人あたり平均支給額 (平成 28 年度)		
・自己都合: 338 万 2 千円		
・勸奨・定年: 2,204 万 8 千円		
<b>支給率</b>	<b>自己都合</b>	<b>勸奨・定年</b>
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
※その他の加算措置: 定年前早期退職特別措置 2~20%加算(国は2~45%加算)		

・地域手当 (普通会計)

支給実績 (平成 28 年度決算)	1 億 4,502 万 6 千円
支給対象職員 1 人あたり 平均支給年額 (平成 28 年度決算)	269,565 円
支給対象地域	市内全域
支給率	7%
支給対象職員数	540 人
国の制度 (支給率)	10%

※普通会計とは、国民健康保険事業・介護保険事業等の特別会計と水道事業・下水道事業の企業会計を除いたものをいいます。  
※一般行政職とは、特別職 (市長・議員等)・技能労務職・消防職・教育職などを除いた職員をいいます。

**勤務時間 その他の勤務条件の状況**

○勤務時間

月～金曜 (休日・祝日を除く) 8 時 30 分～17 時 15 分  
うち休憩時間 1 時間、1 日 7 時間 45 分勤務  
(本庁などの場合、一部出先機関(クリーンセンター等)を除く)

○年次有給休暇

1 年度につき 20 日付与 (現年度付与分のみ翌年度に繰越可能)  
平成 28 年中 平均取得日数: 9.1 日

○特別休暇の種類など

ドナー休暇・ボランティア休暇・子の結婚休暇・結婚休暇・産前休暇・産後休暇・生理休暇・育児時間休暇・育児参加休暇・配偶者の出産・忌引休暇・夏季休暇・リフレッシュ休暇・妊娠通勤緩和休暇・子の看護休暇・病気休暇・介護休暇

**研修の状況 (平成28年度実施内容)**

・奈良県市町村職員研修センター実施分

一般研修 31 人: 各種階層別研修 (新規採用職員・中堅職員・係長・課長補佐級・課長級)

専門研修 36 人: 滞納整理実務研修/情報発信能力向上研修/契約事務研修/補助事業執行事務適正化研修/パソコン研修/文書作成力向上研修/簿記入門研修等

・その他派遣研修 293 人: 人権を考える市民集会等 各種人権研修/自治大学校研修/民間企業派遣研修等

・独自研修 164 人: 手話研修/新規採用職員研修/接遇研修/メンタルヘルス研修/自殺予防対策研修

・扶養手当

※国の制度と同じ

内容	平成 28 年度 支給実績
・配偶者: 10,000 円 ・子: 8,000 円 ・父母等: 6,500 円 (配偶者のない職員の扶養親族 1 人: 子 10,000 円・父母等 9,000 円) ・満 16 歳の年度初めから 満 22 歳の年度末までの子 : 1 人につき 5,000 円加算	5,679 万 8 千円 (支給職員 1 人あたり 平均支給年額: 239,654 円)

・住居手当

※国の制度と同じ

内容	平成 28 年度 支給実績
・借家: 最高支給限度額 27,000 円 ※平成 24 年度より 持ち家住居手当を廃止	2,224 万 6 千円 (支給職員 1 人あたり 平均 支給年額: 271,292 円)

・通勤手当

※国の制度と同じ

内容	平成 28 年度 支給実績
・交通機関利用者: 最高支給限度額 55,000 円 ・交通用具利用者: 2Km 以上 5Km ごとに設定	4,245 万 8 千円 (支給職員 1 人あたり 平均支給年額: 90,528 円)

・時間外勤務手当 (普通会計)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
支給総額	8,221 万 2 千円	6,890 万 2 千円
職員 1 人あたり支給年額	224,010 円	185,720 円

・特殊勤務手当 (普通会計) (全職種)

支給実績 (平成 28 年度決算)	2,403 万円
支給対象職員 1 人あたり 平均支給年額 (平成 28 年度決算)	429,107 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	10.4%
手当の種類 (手当数)	3

**福利厚生などの状況**

職員の厚生制度として、地方公務員法第 42 条の規定にもとづき、大和郡山市職員共済組合を設置し、職員の元気回復、その他厚生に関する事業を行っています。

この職員共済組合は、職員の会費 (毎月の給料月額に 1000 分の 5 を乗じた額) で運用されています。

また、職員の共済制度は地方公務員等共済組合法にもとづき、職員と市が分担拠出する財源により、短期給付事業 (医療関係等)、長期給付事業 (年金関係)、福祉事業 (人間ドック事業等) を行っており、厚生年金・国民年金・健康保険・国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

**公務災害補償・利益の保護の状況**

○公務災害補償の概要

公務上、通勤途上の災害により、負傷または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

公務災害	傷病: 6 死亡: 0
通勤災害	傷病: 1 死亡: 0

(平成 28 年度実績)

○公平委員会の状況

業務の種類	件数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する不服申し立て	0 件
苦情の処理	0 件